

子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組のひとつとして、臨時特別給付金を支給します。支給対象、支給手続についてご確認ください。

※長瀬町では、国の方針変更に伴い、クーポンとして支給予定だった5万円も現金で支給することとし、先行給付分と併せて現金10万円を一括して支給いたします。

- 支給対象** ①令和3年9月分の児童手当が長瀬町から支給された受給者
②平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童（令和3年9月分の児童手当の対象となる弟妹がいない）を養育する保護者
③0歳から高校3年生までの児童を養育する公務員
④令和4年3月31日までに出生した新生児を養育する保護者
※児童手当法の所得制限限度額以上の方（特例給付者）、もしくはそれに準ずる所得の方は対象外です。
- 支給手続** ・上記①の方については、令和3年12月27日(月)に支給しました。
・上記②、③に該当する方については、1月上旬に通知を送付しました。
・上記④に該当する方については、出生の手続きの際に併せて手続きをしていただきます。
*上記①～③に該当する方で、通知が届いていない世帯については、下記問合せ先までご連絡ください。
- 支給額** 児童1人あたり一律10万円
- 申請期限** 令和4年2月28日(月)まで（②、③の方）
令和4年3月31日(木)まで（④の方）
- 申請受付場所** 役場健康福祉課窓口

問合せ 健康福祉課 福祉担当 ☎66・3111 内線134・135

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金が支給されます。支給対象、支給手続についてご確認ください。該当される場合は役場窓口までお越しください。

- 支給対象** 平成15年4月2日から令和4年2月28日生まれ（障害児は平成13年4月2日生まれ以降）の児童を養育する父母等のうち、次の①または②に該当する方
①令和3年度住民税（均等割）が非課税の方
②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- 支給手続** 申請不要の方：上記①のうち、令和3年4月分児童手当または特別児童扶養手当の受給者
申請が必要な方：上記①のうち、公務員の方や中学修了以降の児童のみを養育している方
上記②に該当する方（令和3年1月以降の申請者および配偶者の収入状況を確認できる書類が必要です）
※申請書類は、町HPからダウンロードしていただくか役場担当窓口にも準備しております。
- 支給額** 児童1人あたり一律5万円
- 申請期限** 令和4年2月28日(月)まで
- 申請受付場所** 役場健康福祉課窓口

問合せ 健康福祉課 福祉担当 ☎66・3111 内線134・135

英検・数検の検定料を助成します

町では、町内に住む小中学生が英検（実用英語技能検定）・数検（実用数学技能検定）を受検した際に、検定料の一部を助成しています。

- 対象者** 令和3年度に英検・数検を受検した小中学生の保護者（可否不問）
- 助成額** 受検者1人につき、各検定1,000円
※両検定を受検すると1年度で計2,000円の助成となります。
※予算がなくなり次第、その年度の助成は終了します。
- 申請方法** 検定受検後に、①申請書兼実績報告書、②助成金交付請求書、③受検したことを証明するもの（可否の写し又は受検票等）を併せて、教育委員会窓口（役場3階）に提出してください。
※書類は町ホームページからダウンロードできます（検定受検料助成金交付制度）。
- 申請期限** 令和4年2月28日(月)まで

問合せ 教育委員会 教育総務担当 ☎66・3111 内線305